

質 問	回 答
1. 飲食店等	
感染防止対策はどのようにすればよいか？	<p>・コロナウイルスは飛沫により感染が拡大することから、以下の感染防止対策をお願いします。</p> <p>【特措法第45条第2項に基づくもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取り止める場合を除く）は休業 ○営業時間の短縮（通常20時を超え営業している店舗は営業時間を5時～20時までまでに短縮） ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置 <p>【特措法第24条第9項に基づくもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドラインの遵守を徹底
居酒屋等で酒類の提供をしなければ、休業しなくて良いのか？（メニュー上に酒類があれば、すべて休業の対象になるのか）	<p>・要請期間中、酒類やカラオケ設備の提供をしなければ、休業要請の対象にはなりません。</p> <p>・その場合であっても、営業時間短縮（5時から20時まで）はお願いしています。</p>
酒類を提供して営業をした場合はどうなるのか？	<p>・要請に応じていただけない場合、知事は施設管理者に対し、命令を出すことができます。この命令に違反した場合には、施設名の公表や30万円以下の過料が科せられることがあります。</p>
利用客による酒類の持ち込みも制限されるのか？	<p>・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取り止める場合を除く）は休業を要請しています。</p>
イートインスペースがあるコンビニエンスストアやスーパーは、営業時間短縮の要請の対象か？	<p>・イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、営業時間短縮の要請の対象外です。</p>
フードコート内の飲食店等は、営業時間短縮の要請の対象か？	<p>・営業時間短縮の要請の対象となります。</p>
ホテル・旅館が宿泊者に対して提供する食事やルームサービスは、営業時間短縮の要請の対象か？	<p>・営業時間短縮の要請の対象外です。</p>
テイクアウト形式の飲食店（例：たい焼き屋）だが、営業時間短縮の要請の対象となるのか？	<p>・宅配、デリバリー、仕出し、テイクアウトサービス、持ち帰りは、営業時間短縮の要請の対象外です。</p>
営業時間短縮をせずに休業した場合も協力金の対象となるのか？	<p>・通常、20時を超え営業している店舗が、営業時間短縮ではなく休業した場合も協力金の対象となります。</p>
飲食店等の場合、午後8時までの営業時間短縮とは、具体的にどういった状態か？どう対応したらいいのか？	<p>・営業時間短縮とは、午後8時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後8時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。</p> <p>・加えて、酒類の提供やカラオケ設備の提供を行っている場合、酒類の提供とカラオケ設備の提供は終日行わない（利用者による酒類の店内持ち込みをさせない）必要があります。</p>
要請期間中、営業時間を短縮できずに午後8時以降も営業した日がある場合、協力金はどのように支給されるのか？	<p>・営業時間短縮の要請の全期間について時短営業した場合に限り協力金の対象となるため、短縮できなかった日が1日でもある場合は、協力金の対象外となります。ただし、遅くとも5月17日（月）までに時短営業を開始いただければ、協力金を支給します。</p>

質 問	回 答
2. 施設の使用制限	
床面積1,000㎡以下の施設についても、営業時間短縮の要請の対象となるのか？	<ul style="list-style-type: none"> 床面積1,000㎡以下の施設には、営業時間短縮の協力をお願いしています。ただし、協力金の支給対象外です。 多数の者が利用する施設で建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模施設については、営業時間短縮等（※）を要請しています。これに応じていただいた施設に協力金を支給します。 ※床面積合計が10,000㎡超の一部施設は、土日祝日の休業要請となります。
床面積はどのように考えればよいのか？	建築物の床面積で判断します。
商店街は、商店街全体の面積で1,000㎡以上となるかを判断するのか？	・商店街は、それぞれの店舗ごとの床面積で判断します。
冠婚葬祭の取り扱いはどうなるのか？（例えば、お通夜の後、別室での“精進落とし”は？）	<p><披露宴></p> <ul style="list-style-type: none"> 酒類・カラオケ設備の提供停止、営業時間短縮（20時まで）、1.5時間以内、参加人数50人以下又は収容率50%以内、その他、飲食店と同様の要請をしています。 <p><精進落とし></p> <ul style="list-style-type: none"> 酒類提供（持込みを含む）の自粛
10,000㎡超の商業施設かどうかは、生活必需物資の小売店舗の面も含め施設全体で判断するのか？	・生活必需物資の小売店舗（「時短・休業要請対象外施設」）を含む施設全体の面積が10,000㎡を超えるかどうかで判断しますが、生活必需物資の小売店舗は休業や営業時間短縮の対象外です。
要請の対象外となっている、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗とは？	・「時短・休業要請対象外施設」の一覧にある施設が要請の対象外施設となります。なお、一覧にありますように、そのうち豪奢品（高級衣料品、高級オーディオ等）については、生活必需品としては取り扱いません。
1,000㎡はどの範囲までを算定するのか。	・建物の床面積になります。（屋内駐車場の面積は含みますが、屋外駐車場は含まれません）
3. イベント関連施設	
チケット販売済のイベントは開催してよいか？	・5月17日までにチケット販売が開始された催物は、観客5,000人以下かつ収容率50%以下、21時までの営業時間短縮の要請の対象外です。（ただし、5月18日以降は、観客5,000人以下かつ収容率50%以下、21時までの営業時間短縮を満たさないチケットの新規販売を停止してください。）
1,000㎡を超える劇場や運動施設等をイベント以外で使用する場合は、何か制限があるのか？	・5時から20時までの営業時間短縮を要請しています。
テーマパーク、遊園地は土日祝日の休業の対象か？	・テーマパーク、遊園地は「運動施設等」に該当し、土日祝日の休業要請の対象施設ではありませんが、営業時間短縮をお願いしています。
ホテル又は旅館の集会の用に供する部分の床面積は？	<ul style="list-style-type: none"> 集会場・宴会場等として機能する上で必要な個所を言い、集会場・宴会場に加え、ロビー、移動通路、控室、フロント・調理場等の事務スペース等の床面積を合計しますが、客室、大浴場、テナント店等の床面積は合計しません。 なお、営業時間短縮要請等にあたって、客室、大浴場、テナント店等、集会場以外の制限対象としない部分を機能させる上で、必要な個所（例えば、ロビー、移動通路、控室、フロント、倉庫等）については制限の対象ではありません。